

○大阪成蹊短期大学学則

昭和26年4月1日
制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本学は大阪成蹊短期大学と称する。

(目的)

第2条 本学は人間の徳を涵養する成蹊の名を体し、幅広く、深い教養と総合的な判断力を養い、豊かな人間性を育てるとともに、専門的な学芸教授と実際的な専門職業教育に重きを置く大学教育を施し、優秀な社会人を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本学は教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(学科、学科の目的及び学生定員)

第4条 本学において次の学科を置く。

生活デザイン学科

調理・製菓学科

栄養学科

幼児教育学科

観光学科

グローバルコミュニケーション学科

経営会計学科

2 前項の学科における教育研究目的は次の各号に掲げる通りとする。

(1) 生活デザイン学科

生活全般に対する理解を深めながら、衣の領域において快適な衣生活を創造し、アパレル・ファッション業界で活躍できる専門性と実践力を身につけた良識ある人材を育成する。

(2) 調理・製菓学科

食の領域において豊かな食生活を探求し、フードサービス業界で活躍できる専門性と実践力を身につけた良識ある人材を育成する。

(3) 栄養学科

栄養の領域において、健康で快適な食生活をサポートできる専門性と実践力を身につけた良識ある人材を育成する。

(4) 幼児教育学科

幼児教育を専門とするところの技術と知識を高め、豊かな人間性を育み、常に探究心を持って将来教育・保育に携われる人材を育成する。

(5) 観光学科

観光ビジネスを理解し、21世紀の観光・ツーリズムの推進を担う、ホスピタリティ・サービス精神、コミュニケーション力、実務力を身につけた人材を育成する。

(6) グローバルコミュニケーション学科

国内外の文化や表現などを学び、クリエイティブな発想力、コミュニケーション力、

表現力を持った社会人としてグローバルに活躍できる人材を育成する。

(7) 経営会計学科

ビジネス社会を構成する一員として社会を支えることができる、社会人基礎力と実践的なビジネス実務能力を身につけ、円滑な人間関係を築ける心豊かな人材を育成する。

3 前項の各学科の学生定員は次の通りとする。

| 学科 | 入学定員 | 収容定員 |
|------------------|------|-------|
| 生活デザイン学科 | 50 | 100 |
| 調理・製菓学科 | 120 | 240 |
| 栄養学科 | 120 | 240 |
| 幼児教育学科 | 300 | 600 |
| 観光学科 | 90 | 180 |
| グローバルコミュニケーション学科 | 30 | 60 |
| 経営会計学科 | 50 | 100 |
| 合計 | 760 | 1,520 |

第2章 教職員組織

(教職員)

第5条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。職員の定員は別に定める。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に、前項のほか、副学長、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第6条 学長は本学を代表し校務を掌り、所属教職員を統括する。教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。講師は教授及び准教授に準ずる職務に従事する。

2 その他の事務職員等の職務については、別に定める。

第3章 教授会

(教授会)

第7条 本学に教授会を置く。教授会は学長、副学長、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。教授会は学長がこれを招集し、その議長となる。学長に支障あるときは、副学長またはその指名により他の教授がこれに代わる。教授会は必要に応じ専任の教授、准教授、講師及び助教以外の職員を陪席させることがある。

(教授会の審議事項)

第8条 教授会は、学長が次に掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり審議し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関すること。

- (2) 学生の学位の授与に関すること。
 - (3) その他短期大学の教育研究に関する重要な事項
- 2 教授会の審議事項を専門的に審議するため、専門委員会等を置くことができる。
- 3 教授会の運営に関する事項は別に定める。

第4章 入学、退学、休学、復学、転学、除籍、復籍

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は所定の手続きを行わなければならない。

2 入学志願の手続きは別に定める。

(入学者の選考)

第11条 入学志願者は別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の入学手続きを行わなければならない。

2 入学の手続きは別に定める。

(入学の時期)

第13条 本学入学の時期は毎年4月又は10月とする。

(休学及び退学)

第14条 病気その他やむを得ない事由により、退学又は休学しようとする者は保証人の連署をもって願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第15条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは学長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は第24条に定める在学年限に算入しない。

(復学)

第16条 休学期間中にその理由が消滅した場合には、保証人の連署をもって願い出て、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学及び転入学)

第17条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員の有る場合に限り、選考の上、教授会の審議を経て、学長は相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。

(転学)

第18条 本学から他の大学に転学しようとする者は事由を具し、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

(1) 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 休学期間終了までに復学、休学延長、退学のいずれの手続きも取らない者

(3) 第24条に定める在学年限を超える者

(4) 第15条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(5) 2年以上にわたって行方不明の者

(復籍)

第20条 前条(1)により除籍となった者が復籍を希望する場合は、学長の許可を得て復籍することができる。

第5章 学期及び休業日

(学年及び学期)

第21条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、学長は学期ごとの授業の開始日及び終了日について、変更することができる。

(1年間の授業期間)

第22条 1年間の授業日数は定期試験等の日数を含め35週にわたるものとする。

(休業日)

第23条 本学の休業日を下記の通り定める。

(1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 本学園記念日 4月20日
 - (4) 春期休業日 3月1日から3月31日まで
 - (5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
 - (6) 冬期休業日 12月25日から1月7日まで
- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。
- 第6章 修業年限及び学習の評価、課程修了認定に関する事項

(修業年限)

第24条 本学の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

(卒業)

第25条 本学に2年以上在学し、本学の定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第26条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(試験)

第27条 試験は学期末又は学年末にその履修した科目について、筆答、口述、論文、実技等によって行う。

(単位の授与)

第28条 各授業科目の学習の評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格と認め、所定の単位を与える。

第7章 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第29条 本学は、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 本学の授業科目を分けて、共通科目、学科科目、自由科目、他大学における履修科目とし、必修科目及び選択科目に分ける。

3 授業科目及び単位数並びに履修の方法については、履修に関する規程に定める。

(教職課程、司書教諭課程及び司書課程)

第30条 前条に定めるもののほか、教職、教科又は教職、司書教諭及び司書に関する科目を置く。

(単位)

第31条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外をあわせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修単位)

第32条 各学科においては履修に関する規程にしたがって、共通科目12単位以上、学科科目・自由科目50単位以上合計62単位以上を修得しなければならない。

2 一学期に履修科目として登録することができる単位数の限度を定める。

(本学の履修とみなす学修)

第32条の2 本学において教育上有益と認めるときは、次の各号の一に規定する修得単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 学生が本学に入学する前に短期大学又は大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位

(2) 他の短期大学又は大学との協議により、学生が他の短期大学等で履修した単位

(3) 本学が認めた外国の短期大学又は大学への留学により得た学習成果

(4) 学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(入学前の学修を含む。)により修得した単位

2 前項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(本学の履修とみなす学修の単位数)

第32条の3 第32条の2の規定により、第32条の2の第1号、第2号、第4号をあわせて30単位、第32条の2の第2号、第3号、第4号をあわせて30単位、第32条の2の第1号、第2号、第3号、第4号をあわせて45単位を超えない範囲で単位の認定を行うものとする。

(教育職員免許状)

第33条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第32条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状取得に関する細則は別に定める。

(司書教諭課程修了証書)

第34条 司書教諭課程修了証書を取得しようとする者は、第32条並びに第33条各項の規定によるほか、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に規定された単位を修得しなければならない。

2 司書教諭課程修了証書に関する細則は別に定める。

(栄養士免許証)

第35条 栄養士免許証を取得しようとする者は、第32条の規定によるほか栄養士法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

2 栄養士免許証取得に関する規程は別に定める。

(調理師免許証)

第36条 調理師免許証を取得しようとする者は、第32条の規定によるほか調理師法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

2 調理師免許証取得に関する規程は別に定める。

(保育士証)

第37条 保育士証を取得しようとする者は、第32条の規定によるほか児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号に規定された単位を修得しなければならない。

2 保育士証取得に関する規程は別に定める。

(司書課程修了証書)

第38条 司書課程修了証書を取得しようとする者は、第32条の規定によるほか図書館法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。

2 司書課程修了証書取得に関する規程は別に定める。

(取得できる資格)

第39条 各学科において取得できる資格は次の通りである。

| 学科 | 免許状等の種類 | |
|---|------------|------|
| | 免許状等 | 免許教科 |
| 生活デザイン学科 | 中学校教諭二種免許状 | 家庭 |
| | 司書教諭課程修了証書 | |
| 調理・製菓学科 | 調理師免許証 | |
| 栄養学科 | 栄養士免許証 | |
| | 栄養教諭二種免許状 | |
| 幼児教育学科 | 幼稚園教諭二種免許状 | |
| | 保育士証 | |
| グローバルコミュニケーション学科 | 中学校教諭二種免許状 | 国語 |
| | 司書教諭課程修了証書 | |
| 生活デザイン学科 調理・製菓学科 栄養学科 幼児教育学科 観光学科 グローバルコミュニケーション学科 経営会計学科 | 司書課程修了証書 | |

第8章 学費

(入学検定料、入学金、授業料等及び納付方法)

第40条 入学検定料、入学金、授業料その他学生の負担すべき金額及びその納付方法は下記の通り定める。

- (1) 入学検定料 3万円
- (2) 入学金 25万円(入学時)
- (3) 授業料

| 学科名 | 授業料 (年額) | 授業料 (前期) | 授業料 (後期) |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 生活デザイン学科、調理・製菓学科、 栄養学科 | 102万円 | 51万円 | 51万円 |
| 幼児教育学科 | 104万円 | 52万円 | 52万円 |
| 観光学科 | 100万円 | 50万円 | 50万円 |
| グローバルコミュニケーション学科 | 96万円 | 48万円 | 48万円 |
| 経営会計学科 | 98万円 | 49万円 | 49万円 |

(4) 教育充実費

幼児教育学科 3万円

ただし、別に実験・実習費は若干額を徴収することがある。

2 授業料は2期に分納するものとし、納付の時期は別に定める。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

3 一旦収受した納付金は、返還しない。

(退学等の場合の授業料)

第40条の2 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第40条の3 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

2 休学者は、休学期間中の在籍料を納付しなければならない。

在籍料 年額 3万円

(復学の場合の授業料)

第40条の4 学期の途中で復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する見込みの場合の授業料)

第40条の5 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

(授業料等の免除)

第40条の6 経済的理由により授業料等の納入が困難と認められる者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全額若しくは一部を免除し、又は授業料等を分納して納入させることができる。

2 授業料等の減免等に関し必要な事項は別に定める。

第9章 図書館、厚生施設

(附属施設)

第41条 本学に図書館、教育研究支援センター、保健センターを設ける。

2 図書館、教育研究支援センター、保健センターに関する規定は別にこれを定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の審議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第43条 本学の学則、規則に違反し又は学生の本分に反する行為のあったときは、別に定めるところにより、学長は教授会の審議を経てこれを懲戒する。

(懲戒の種類)

第44条 懲戒は次の3種とする。

(1) 訓告

(2) 停学

(3) 退学

2 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 委託生、科目等履修生、単位互換履修生、研究生及び外国人留学生

(委託生)

第45条 公共団体その他の機関から本学に特定の学科につき修学を委託されたときは本学の教育に支障のない範囲において選考の上、教授会の審議を経て、学長は委託生として受諾することがある。

2 委託生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第46条 本学の授業科目につき聴講することを志願する者があるときは本学の教育に支障のない範囲において選考の上、教授会の審議を経て学長が科目等履修生として修学することを許可する。

2 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第46条の2 本学が他の短期大学又は大学との間で単位互換協定を結ぶことにより、該当する互いの学生が、単位互換履修生として授業科目を履修することができる。

2 単位互換履修生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第46条の3 本学の授業科目について研究することを志願する者があるときは本学の教育に支障のない範囲において選考の上、教授会の審議を経て学長は研究生として修学することを許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(委託生及び科目等履修生の履修の証明)

第47条 委託生及び科目等履修生はその履修した科目及び単位の証明を求めることができる。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(交換留学生)

第48条の2 外国人で、本学と学生交流に関する協定を締結している外国の大学又は短期大学に在籍する者のうち、当該大学長よりの推薦を受けた者については、学長が交換留学生として許可することがある。

2 交換留学生について必要な事項は別に定める。

(準用)

第49条 本学則の規定は特別の規定がない限り委託生・科目等履修生・単位互換履修生・研究生・外国人留学生及び交換留学生にもこれを準用する。

附 則

この学則は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則(昭和27年4月1日)

この学則は、昭和27年4月1日から施行する。

附 則(昭和28年4月1日)

この学則は、昭和28年4月1日から施行する。

附 則(昭和29年4月1日)

この学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則(昭和30年4月1日)

この学則は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年4月1日)

この学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則(昭和32年4月1日)

この学則は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和33年4月1日)

この学則は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則(昭和34年4月1日)

この学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則(昭和35年4月1日)

この学則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和38年4月1日)

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年4月1日)

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和40年4月1日)

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年4月1日)

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年4月1日)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年4月1日)

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年4月1日)

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日)

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日)

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日)

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日)

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日)

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年4月1日)

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日)

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第34条の授業料の額については昭和60年度入学生から適用する。

附 則(昭和61年4月1日)

1 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第34条の授業料の額については昭和61年度入学生から適用する。

2 昭和61年度から平成8年度において、国文・英文・観光学科の学生定員は、次の通りとする。

| 年度 | 定員\学科 | 国文学科 | 英文学科 | 観光学科 |
|--------|-------|------|------|------|
| 昭和61年度 | 入学定員 | 250人 | 250人 | 200人 |
| | 総定員 | 400人 | 400人 | 300人 |

| | | | | |
|--------------|------|------|------|------|
| 昭和62年度～平成7年度 | 入学定員 | 250人 | 250人 | 200人 |
| | 総定員 | 500人 | 500人 | 400人 |
| 平成8年度 | 入学定員 | 150人 | 150人 | 100人 |
| | 総定員 | 400人 | 400人 | 300人 |

附 則(昭和62年4月1日)

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日)

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第34条の授業料の額については昭和63年度入学生から適用する。

附 則(平成元年4月1日)

本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第34条の授業料の額については平成元年度入学生から適用する。

附 則(平成2年4月1日)

本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第26条別表1・第27条別表2の授業科目、第33条取得資格、第34条の授業料の額については平成2年度入学生から適用する。

附 則(平成3年4月1日)

本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第34条の授業料の額については平成3年度入学生から適用する。

附 則(平成4年4月1日)

本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第29条の授業科目並びに別表1、第34条の授業料の額については平成4年度入学生から適用する。

附 則(平成5年4月1日)

本学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第36条の授業料の額については平成5年度入学生から適用する。

附 則(平成6年4月1日)

本学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目、第28条別表2・3の授業科目及び第36条の授業料の額については平成6年度入学生から適用する。

附 則(平成7年4月1日)

本学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第36条の授業料の額については平成7年度入学生から適用する。

附 則(平成8年4月1日)

- 1 本学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目については平成8年度入学生から適用する。
- 2 第4条に規定する学生定員のうち、国文学科、英文学科、観光学科の学生定員は、平成12年度までの間は、次の通りとする。

| 学科\年度 | 平成8年度～平成11年度 | | 平成12年度 | |
|-------|--------------|------|--------|------|
| | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国文学科 | 250 | 500 | 150 | 400 |
| 英文学科 | 250 | 500 | 150 | 400 |
| 観光学科 | 200 | 400 | 100 | 300 |

附 則(平成9年4月1日)

本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目については平成9年度入学生から適用する。

附 則(平成10年4月1日)

本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目及び第36条の授業料の額については平成10年度入学生から適用する。

附 則(平成11年4月1日)

本学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1及び第28条別表2・4の授業科目については平成11年度入学生から適用する。

附 則(平成12年4月1日)

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目については平成12年度入学生から適用する。
- 2 第4条に規定する学生定員のうち、国文学科、英文学科、観光学科の学生定員は、平成16年度までの間は、次の通りとする。

| 学科\年度 | 平成12年度 | | 平成13年度 | | 平成14年度 | | 平成15年度 | | 平成16年度 | |
|-------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|
| | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 国文学科 | 235 | 485 | 220 | 455 | 208 | 428 | 198 | 406 | 188 | 386 |
| 英文学科 | 235 | 485 | 220 | 455 | 208 | 428 | 198 | 406 | 188 | 386 |
| 観光学科 | 200 | 400 | 200 | 400 | 194 | 394 | 184 | 378 | 174 | 358 |

附 則(平成13年4月1日)

本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目については平成13年度入学生から適用する。

附 則(平成14年4月1日)

- 1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第27条別表1の授業科目については平成14年度入学生から適用する。
- 2 第4条に規定する学生定員のうち、国文学科、英文学科、観光学科の学生定員は、平成16年度までの間は、次の通りとする。
(平成15年度以降、国文学科、英文学科各入学定員を0人とし、観光学科入学定員を90人とする予定<申請中>)

附 則(平成15年4月1日)

- 1 本学則は平成15年4月1日から施行する。ただし、第27条別表第1の授業科目、第28条別表第2の教職課程に関する科目及び第30条共通科目については平成15年度入学生から適用する。
- 2 (学科の存続に関する経過措置)
大阪成蹊短期大学 国文学科、体育学科、英文学科、デザイン美術科は改正後の第4条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。
- 3 (教職課程の存続に関する経過措置)
大阪成蹊短期大学 国文学科、体育学科、英文学科、デザイン美術科は改正後の第37条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

附 則(平成16年4月1日)

本学則は平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

- 1 本学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年4月1日附則の2(学科の存続に関する経過措置)及び3(教職課程の存続に関する経過措置)については、平成16年3月31日現在、当該学科に在学する者がいなくなったため、平成16年5月31日をもって解除する。

附 則(平成17年4月1日)

本学則は平成17年4月1日から施行する。ただし、第28条別表第1の授業科目、第31条共通科目については平成17年度入学生から適用する。

附 則(平成18年1月20日)

本学則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成18年3月7日)

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日)

- 1 本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月16日)

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月23日)

本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1の授業科目については平成19年度入学生から適用する。

附 則(平成19年3月5日)

本学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1の授業科目については平成19年度入学生から適用する。

附 則(平成19年12月21日)

本学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1の授業科目及び第32

条共通科目については平成20年度入学生から適用する。

附 則(平成20年1月24日)

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日)

本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1、第30条別表第2及び第39条については平成21年度入学生から適用する。

附 則(平成20年10月21日)

本学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年度入学生から適用する。

附 則(平成21年4月1日)

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日)

本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1、第30条別表第2については平成22年度入学生から適用する。

附 則(平成21年10月20日)

本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1については平成22年度入学生から適用する。

附 則(平成22年1月19日)

本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第29条2別表第1については平成22年度入学生から適用する。

附 則(平成22年9月21日)

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月19日)

本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第29条2別表第1については平成23年度入学生から適用する。

附 則(平成22年11月16日)

本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第29条2別表第1については平成23年度入学生から適用する。

附 則(平成23年2月15日)

本学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第29条別表第1、第30条別表第2及び第32条(3)については、平成23年度入学生から適用する。

附 則(平成23年5月19日)

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月20日)

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日)

本学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第29条第3項の規定は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、従前の例による。

附 則(平成24年2月23日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第40条の3第2項については、平成24年度の入学生から適用する。

附 則(平成24年9月27日)

この学則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成24年4月20日)

本学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年度の各学科・専攻の学生定員は以下のとおりとする。

| 学科・専攻 | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|------|-------|
| 総合生活学科 | 220 | 440 |
| 児童教育学科 | | |
| 初等教育学専攻 | 30 | 100 |
| 幼児教育学専攻 | 240 | 440 |
| 観光学科 | 90 | 180 |
| 創造文化学科 | 50 | 100 |
| 経営会計学科 | 60 | 120 |
| 合計 | 690 | 1,380 |

附 則(平成25年11月21日)

- 1 本学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。
(学科の存続に関する経過措置)
- 2 大阪成蹊短期大学 児童教育学科初等教育学専攻及び幼児教育学専攻は改正後の第4条の規定にかかわらず、当該学科・専攻に在学する者が当該学科・専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
(教職課程の存続に関する経過措置)
- 3 大阪成蹊短期大学 児童教育学科初等教育学専攻及び幼児教育学専攻は改正後の第39条の規定にかかわらず、当該学科・専攻に在学する者が当該学科・専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成26年9月25日)

本学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則(平成26年11月20日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月29日)

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日)

本学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則(平成27年5月28日)

(施行期日等)

- 1 この学則は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第40条第1項第4号の規定は、平成28年度からの入学生について適用する。

附 則(平成27年9月24日)

- 1 この学則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 平成25年11月21日附則の2(学科の存続に関する経過措置)及び3(教職課程の存続に関する経過措置)については、児童教育学科初等教育学専攻においては、当該学科・専攻に在学する者がいなくなるため、平成27年9月30日をもって解除する。

附 則(平成28年1月28日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。(学科の存続に関する経過措置)
- 2 大阪成蹊短期大学 総合生活学科は改正後の第4条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。(資格に係る教育課程の存続に関する経過措置)
- 3 大阪成蹊短期大学 総合生活学科は改正後の第39条の規定にかかわらず、当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成29年11月16日)

本学則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 19 日)

本学則は、平成31年4月1日より施行する。ただし、第40条の授業料の額については平成31年度入学生から適用する。

附 則(平成 30 年 7 月 26 日)

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日)

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条第 2 項の (6) については、平成 31 年度入学生から適用する。